

介護員養成研修事業における講師等の基準について

1 介護職員初任者研修

科目名	時間数	内容例	講師等の基準
【講義・演習】 1 職務の理解	6時間	1 多様なサービスの理解 ----- 2 介護職の仕事内容や働く現場の理解	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	1 人権と尊厳を支える介護 (1) 人権と尊厳の保持 (2) ICF (3) QOL (4) ノーマライゼーション (5) 虐待防止・身体拘束禁止 (6) 個人の権利を守る制度の概要 ----- 2 自立に向けた介護 (1) 自立支援 (2) 介護予防	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 3 介護の基本	6時間	1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1) 介護環境の特徴の理解 (2) 介護の専門性 (3) 介護に関わる職種 ----- 2 介護職の職業倫理 ----- 3 介護における安全の確保とリスクマネジメント (1) 介護における安全の確保 (2) 事故予防、安全対策 (3) 感染対策 ----- 4 介護職の安全	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	1 介護保険制度 (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (2) 仕組みの基礎的理解 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・行政職員(1年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		<p>2 医療との連携とリハビリテーション</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		<p>3 障害福祉制度及びその他制度 (1) 障害福祉制度の理念 (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (3) 個人の権利を守る制度の概要</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
<p>【講義・演習】 5 介護におけるコミュニケーション技術</p>	<p>6 時間</p>	<p>1 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <hr/> <p>2 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 (2) 報告 (3) コミュニケーションを促す環境</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、言語聴覚士又は臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
<p>【講義・演習】 6 老化の理解</p>	<p>6 時間</p>	<p>1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</p> <hr/> <p>2 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者

【講義・演習】 7 認知症の理解	6時間	1 認知症を取り巻く状況	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
		2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
		3 認知症に伴うこととからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2) 認知症の利用者への対応	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
		4 家族への支援	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
【講義・演習】 8 障害の理解	3時間	1 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念とICF (2) 障害福祉の基本理念	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 (2) 知的障害 (3) 精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む) (4) その他の心身の機能障害	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		3 家族の心理、かかわり支援の理解	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 9 ころとからだのしくみと生活支援技術	75時間	<p><Ⅰ 基本知識の学習 10～13時間程度></p> <p>1 介護の基本的な考え方</p> <p>2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解</p> <p>3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解</p> <p><Ⅱ 生活支援技術の学習 50～55時間程度></p> <p>4 生活と家事</p> <p>5 快適な居住環境整備と介護</p> <p>6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>7 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>9 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>10 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>11 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>12 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護</p> <p><Ⅲ 生活支援技術演習 10～12時間程度></p> <p>13 介護過程の基礎的理解</p> <p>14 総合生活支援技術演習</p>	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・一級建築士又は福祉用具専門相談員(5年以上の実務経験を有する者。「5 快適な居住環境整備と介護」の該当分野に限る) ・栄養士(5年以上の実務経験を有する者。「8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・歯科医師・歯科衛生士(5年以上の実務経験を有する者。「8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
【講義・演習】 10 振り返り	4時間	<p>1 振り返り</p> <p>2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p>	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
介護実習			(実習施設の基準) <ul style="list-style-type: none"> ・指導に当たる者が配置されていること。 ・他機関依頼の実習との調整が可能であり、受入体制が整っていること。 ・施設の種別は、国の関係通知等によるものとする。 ・事業開始後1年以上の事業所等が望ましい。

合 計	130 時 間		
-----	---------------	--	--

(注)「上記要件に準ずると認められる者」とは、上記以外の者で業績を審査することによって当該科目の担当に相当であると特に認められる者をいう。

2 生活援助従事者研修

科目名	時間数	内容例	講師等の基準
<p>【講義・演習】 1 職務の理解</p>	<p>2 時間</p>	<p>1 多様なサービスの理解</p> <hr/> <p>2 介護職の仕事内容や働く現場の理解</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
<p>【講義・演習】 2 介護における尊厳の保持・自立支援</p>	<p>6 時間</p>	<p>1 人権と尊厳を支える介護 (1) 人権と尊厳の保持 (2) ICF (3) QOL (4) ノーマライゼーション (5) 虐待防止・身体拘束禁止 (6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <hr/> <p>2 自立に向けた介護 (1) 自立支援 (2) 介護予防</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
<p>【講義・演習】 3 介護の基本</p>	<p>4 時間</p>	<p>1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1) 介護環境の特徴の理解 (2) 介護の専門性 (3) 介護に関わる職種</p> <hr/> <p>2 介護職の職業倫理</p> <p>3 介護における安全の確保とリスクマネジメント (1) 介護における安全の確保 (2) 事故予防、安全対策 (3) 感染対策</p> <hr/> <p>4 介護職の安全</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
<p>【講義・演習】 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</p>	<p>3 時間</p>	<p>1 介護保険制度 (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (2) 仕組みの基礎的理解 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・行政職員(1年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		<p>2 医療との連携とリハビリテーション</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		<p>3 障害福祉制度及びその他制度 (1) 障害福祉制度の理念 (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (3) 個人の権利を守る制度の概要</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
<p>【講義・演習】 5 介護におけるコミュニケーション技術</p>	<p>6 時間</p>	<p>1 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <hr/> <p>2 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 (2) 報告 (3) コミュニケーションを促す環境</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、言語聴覚士又は臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
<p>【講義・演習】 6 老化と認知症の理解</p>	<p>9 時間</p>	<p>1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</p> <hr/> <p>2 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		<p>3 認知症を取り巻く状況</p> <p>4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p>5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2) 認知症の利用者への対応</p> <p>6 家族への支援</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者 <p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者 <p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
<p>【講義・演習】 7 障害の理解</p>	<p>3時間</p>	<p>1 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念とICF (2) 障害福祉の基本理念</p> <p>2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 (2) 知的障害 (3) 精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む) (4) その他の心身の機能障害</p>	<p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者 <p>次の要件のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		3 家族の心理、かかわり支援の理解	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 8 ところとからだのしくみと生活支援技術	24時間	<p><Ⅰ 基本知識の学習></p> <p>1 介護の基本的な考え方</p> <p>2 介護に関するところのしくみの基礎的理解</p> <p>3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解</p> <p><Ⅱ 生活支援技術の学習></p> <p>4 生活と家事</p> <p>5 快適な居住環境整備と介護</p> <p>6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>8 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>9 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護</p> <p><Ⅲ 生活支援技術演習></p> <p>10 介護過程の基礎的理解</p>	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・一級建築士又は福祉用具専門相談員(5年以上の実務経験を有する者。「5 快適な居住環境整備と介護」の該当分野に限る) ・栄養士(5年以上の実務経験を有する者。「7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・歯科医師・歯科衛生士(5年以上の実務経験を有する者。「7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 9 振り返り	2時間	<p>1 振り返り</p> <p>2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p>	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
合計	59時間		

(注)「上記要件に準ずると認められる者」とは、上記以外の者で業績を審査することによって当該科目の担当に相当であると特に認められる者をいう。